

速報 令和4年度税制改正大綱



シーズ税理士法人

概要

令和3年12月10日、令和4年度税制改正大綱が公表された。大綱では、「成長と分配の好循環」と「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」を柱に、新しい資本主義の実現に取り組むこととされている。

具体的には、賃上げに係る税制措置（税額控除）の抜本的強化やオープンイノベーション促進措置の拡充が予定され、新規ビジネス産業の創出を進めるとともに、既存企業の事業革新・人的資本への投資を促し、付加価値の向上につなげることとされている。特に中小法人に対する賃上げ税制では最大で増加額の40%までの税額控除が認められることとなる。

令和4年4月1日に適用開始となるグループ通算制度については、各界からの指摘が多かったいわゆる買収プレミアム問題へ対応するため、投資簿価修正制度の内容の一部見直しが行われる。

一方、個人課税としては住宅ローン控除等の見直しにより控除率や所得要件の引き下げが行われる。

また、議論となっていた相続税と贈与税の一体課税や金融所得課税については令和4年度税制改正に具体的な内容が含まれるものではないが、令和5年度税制改正以後に大きな改正が予測されるところであるため今後も注視が必要である。

さらに、中小企業者を悩ませていた令和4年1月1日から施行される電子取引の取引情報に係る電子保存義務化について、対応が困難な事業者の実情に配慮するため2年の猶予期間を設ける宥恕規定が整備される。



個人課税・資産課税



個人課税

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)(大綱P16、P17)

【概要】

令和3年12月31日に適用期限を迎える住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)について適用期限の延長や控除率の引き下げ等の措置が講じられる。

	改正前	改正後
適用期限	令和3年12月31日	令和7年12月31日
控除率	1.0%	0.7%
借入限度額 (新築・一般)	4,000万円	令和5年までに入居した場合:3,000万円 令和7年までに入居した場合:2,000万円
所得要件	合計所得金額:3,000万円以下	合計所得金額:2,000万円以下

【留意点とポイント】

- ・カーボンニュートラル実現のため良質の住宅の取得については、住宅の性能に応じ、借入限度額の上乗せ及び控除期間の延長の対象とされる。
- ・中古住宅の建築年数要件の廃止や借入金の年末残高証明書の提出が不要になる等の手続き簡素化の措置が講じられる。



個人課税

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例(大綱P27)

【概要】

令和5年10月1日以後に内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(対象者)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合(株式等保有割合)が3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを総合課税の対象とされる。

	改正前	改正後
課税方法	①申告分離 ②源泉分離 ③総合課税から選択	総合課税

また、配当等を支払う上場会社は、株式等保有割合が1%以上の個人株主の氏名、持株割合などを記載した報告書を税務署に提出することとされる。

【留意点とポイント】

- ・配当等を支払う法人は個人株主とその個人株主の同族会社を確認する必要がある。
- ・株式等保有割合が3%未満の個人株主につき、現状20.315%の課税で完結していたが、改正後は総合課税(累進税率)の対象となる。



個人課税

隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等における簿外経費の取扱い(大綱P57、P58)

【概要】

納税者が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合又は無申告の場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価の額(資産の販売または譲渡等に直接要する一定の費用を除く)並びに費用の額等のうち、取引の事実・金額の存在が帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査等によっても認められないものについては、その個人の所得の計算上、必要経費の額に算入しないこととされる。

当該改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。

なお、確定申告をしていた場合には、その提出した確定申告書等に記載された費用の額で課税所得の計算の基礎とされた金額は対象外とされる。



資産課税

住宅取得等資金贈与の非課税措置の適用期限の延長(大綱P33、P34)

【概要】

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限の延長と非課税限度額の改正が行われる(令和3年12月31日を令和5年12月31日まで2年延長する)。

	改正前	改正後
適用期限	令和3年12月31日	令和5年12月31日
非課税限度額	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋:1,500万円 上記以外の住宅用家屋:1,000万円	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋:1,000万円 上記以外の住宅用家屋:500万円
受贈者の年齢要件	20歳以上	18歳以上

【ポイント】

上記の非課税限度額は令和4年1月1日以後の贈与であれば、契約の締結の時期・消費税率(個人間での売買等)を問わないこととなった。



法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長(大綱P7)

【概要】

法人版事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度)について、特例承継計画の提出期限を1年延長(令和6年3月31日まで)することとされる。なお、特例制度の適用期限(令和9年12月31日)の延長は行われていない。

【留意点】

上記の改正は新型コロナの影響により計画策定に時間を要することから行われており、大綱上も、適用期限の延長は今後とも行わないとされているため、早期に事業承継に取り込む必要がある。



法人課税



法人課税

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組(大綱P47、P48、P49、P55、P56)

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置(人材確保等促進税制)が改組され、継続雇用者に対する給与等支給額を増加する場合の税額控除制度とされる。

【大法人】

青色申告書提出法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に以下の税額控除ができることとされる。

	改正前	改正後
適用期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度
適用要件	新規雇用者給与等支給額 $\geq$ 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$
控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額 $\times 15\%$ (※)教育訓練費の額 $\geq$ 前期の給与教育訓練費の額 $\times 120\%$ の場合:20% $\therefore$ 最大20%	控除対象雇用者給与等支給額 $\times 15\%$ (※1)継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$ の場合:10%上乗せ (※2)教育訓練費の額 $\geq$ 比較教育訓練費の額 $\times 120\%$ の場合:5%上乗せ $\therefore$ 最大30%
控除上限	法人税額 $\times 20\%$	法人税額 $\times 20\%$
教育訓練費の明細書	確定申告書の添付	添付不要(会社にて保管)



法人課税

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組(大綱P47、P48、P49、P55、P56)

法人事業税(外形標準課税)

	改正前	改正後
適用要件	新規雇用者給与等支給額 $\geq$ 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$
控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額	控除対象雇用者給与等支給増加額

【留意点】

- ・設立事業年度については本制度の適用対象外となる。
- ・資本金の額等が10億円かつ常時使用する従業員数が1,000人である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用される。



法人課税

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組(大綱P47、P48、P49、P55、P56)

【中小企業】

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度における所得拡大促進税制について、税額控除額が最大で給与等支給額の40%へと拡充される。

	改正前	改正後
適用期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度
適用要件	雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$	改正なし
控除額	控除対象雇用者給与等支給額 $\times 15\%$ 【上乗せ措置】 (※)①②のいずれも満たす場合:10%上乗せ ①雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ ②(ア)(イ)のいずれかを満たす (ア)教育訓練費の額 $\geq$ 前期の教育訓練費の額 $\times 110\%$ (イ)適用事業年度終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、一定の要件を満たすこと ∴最大25%	控除対象雇用者給与等支給額 $\times 15\%$ 【上乗せ措置】 (※1)雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 102.5\%$ の場合:15%上乗せ (※2)教育訓練費の額 $\geq$ 前期の教育訓練費の額 $\times 110\%$ の場合:10%上乗せ ∴最大40%
控除上限	法人税額 $\times 20\%$	法人税額 $\times 20\%$



法人課税

特定税額控除規定の適用停止措置の強化(大綱P48)

【概要】

大企業における、研究開発税制等の一定の租税特別措置が停止される措置(いわゆる“ムチ税制”)について、次のいずれにも該当する場合に継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が1%以上に強化される。

- ① 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合
- ② 前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合

	改正前	改正後
判定要件	継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで開始事業年度) 継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 100.5\%$ (令和5年4月1日移行開始事業年度) 継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 101\%$

【留意点】

上記一定の場合には、当期が設立事業年度の場合や合併等の日を含む事業年度である場合を含むこととされる。



法人課税

オープンイノベーション促進税制の拡充(大綱P49)

【概要】

一定のスタートアップ企業(特別新事業開拓事業者)に対し、既存企業が一定の要件を満たす出資をした場合に、取得株式の取得価額の25%相当額を課税所得から控除(損金算入)できる課税の特例について、要件が緩和された上で、その適用期限が現行の令和4年3月31日から令和6年3月31日まで2年延長される。

また、出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立日以降の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては設立日以後の期間を15年未満とされる。

なお、対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得日からとされる。

	改正前	改正後
適用期限	令和4年3月31日	令和6年3月31日
益金算入対象期間	特定株式の取得日から5年以内	特定株式の取得日から3年以内
対象企業	設立10年未満	設立10年未満 (売上高に占める研究費の額の割合が10%以上であり、かつ、赤字法人の場合には、15年未満)



隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等における簿外経費の取扱い(大綱P57、P58)

【概要】

法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合又は無申告の場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価の額(資産の販売または譲渡等に直接要する一定の費用を除く)並びに費用の額等のうち、取引の事実・金額の存在が帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査等によっても認められないものについては、その法人の所得の計算上、損金の額に算入しないこととされる。

当該改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。

なお、確定申告をしていた場合には、その提出した確定申告書等に記載された費用の額で課税所得の計算の基礎とされた金額は対象外とされる。



みなし配当の計算方法等の見直し(大綱P58)

【概要】

最高裁判所令和3年3月11日判決(令和1(行ヒ)333)に対応し、みなし配当の計算方法等について、資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とされる(出資等減少分配も同様)。

→利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする混合配当についての税務上の資本金等の額の減少額について、資本剰余金の減少額を上限とされる。

また、種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種資本金額を基礎として計算することとされる。



少額減価償却資産・一括償却資産について貸付の用に供した資産の除外(大綱P59、P65)

【概要】

取得した減価償却資産のうち、少額減価償却資産に係る以下の制度について、適用対象となる資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものが除外される。

- ・少額(取得価額が10万円未満)減価償却資産の損金算入制度
- ・一括償却資産の損金算入制度
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例



完全子法人株式等からの配当等に係る源泉徴収の廃止(大綱P26)

【概要】

一定の内国法人が支払を受ける配当等で以下のものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得の源泉徴収は行わないこととされた。

本改正は令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される。

- ・完全子法人株式等に係る配当等

- ・配当等の支払に係る基準日において、その内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数に占める割合が3分の1超である場合における当該他の法人の株式等に係る配当等

(※)3分の1超保有する場合の判定は、あくまでも配当等基準日時点の現況により行い、継続保有要件は課されない予定である



法人課税

グループ通算制度の投資簿価修正制度の見直し(大綱P67、P68、P69)

【概要】

グループ通算制度における通算子法人の通算グループ離脱時に、その離脱子法人の株式を保有する各通算法人において、離脱子法人株式の投資簿価修正をする際に、離脱子法人株式の帳簿価額とされる金額にその資産調整勘定等対応金額(買収プレミアム相当額)を加算できることとされる。

	改正前	改正後
簿価修正額	離脱する通算子法人の簿価純資産価額	離脱する通算子法人の簿価純資産価額 (+資産調整勘定等対応金額)

【留意点】

通算子法人を被合併法人とする非適格合併等が行われた場合には資産調整勘定等対応金額はゼロとすることとされているが、非適格合併(現金対価の場合)と現金対価での譲渡で取り扱いが異なることとなる点につき、改正後の条文での確認が必要である。



消費課税



適格請求書等保存方式に係る見直し(大綱P71、P72、P73)

【概要】

・適格請求書発行事業者の登録

① 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとされる。

→改正後は任意のタイミングで適格請求書発行事業者の登録を受けることができる。

② ①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者が、その登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。



適格請求書等保存方式に係る見直し(大綱P71、P72、P73)

【概要】

・適格請求書等保存方式の見直し

- ① 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する限り、行うことができることとされる。
- ② 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとされる。
- ③ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とされる。

上記の改正はいずれも令和5年10月1日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れに適用する。



納税環境の整備



納税環境の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度に係る宥恕措置の整備(大綱P90、P91)

【概要】

令和3年度税制改正により導入された令和4年度1月1日以後の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度(書面出力のみによる保存の廃止)について、税務署長が要件を充足することができない“やむを得ない事情”があると認め、かつ、保存義務者(法人又は個人)が税務職員による質問検査権に基づいた電磁的記録の出力書面の提示又は提出に応じることができるようにしている場合には、2年間(令和5年12月31日まで)に限り、法令に規定する保存要件を満たせていない状況であっても、その電磁的記録の保存が認められることとされる。

【留意点とポイント】

- ・“やむを得ない事情”について法令・通達や国税庁Q&A等でどのように示されるのかの確認が必要である。
- ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面を保存している場合には、本宥恕措置については、保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とされる。



納税環境の整備

過少申告加算税等の加重措置の整備(大綱P85、P86)

【概要】

帳簿に記載すべき事項に関し、所得税、法人税又は消費税に係る修正申告書の提出等の前に、国税庁等の職員から帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、帳簿の提出等をしなかった場合又は帳簿に記載すべき事項のうち売上金額等の記載が不十分な場合には、当該帳簿に記載すべき事項に関して生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税等について、通常課される額に申告漏れ等に係る税額の10%又は5%に相当する額を加算することとされる。

当該改正は令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用される。



国際課税



国際課税

過大支払利子税制の見直し(大綱P76)

【概要】

外国法人に適用される過大支払利子税制につき、以下の通り改正が行われる。

	改正前	改正後
PEを有する 外国法人	PE帰属所得	PE帰属所得＋ PE帰属所得以外の法人税の課税対象となる国内源泉所得
PEを有しない 外国法人	NA	法人税の課税対象となる国内源泉所得

【留意点】

恒久的施設(PE)を有しない外国法人であっても法人税の課税所得となる国内源泉所得を有する場合には、過大支払利子税制の適用対象となる点に留意が必要。



子会社株式簿価減額特例の見直し(大綱P78、P79)

【概要】

子会社株式簿価減額特例(子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置)について

① 適用除外要件(特定支配日利益剰余金額要件)の判定の見直し

子法人の対象配当等の額に係る決議日等の直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合に、適用除外の判定上、一定の調整計算を行うことが、書類保存を要件に認められる。

② 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置(適用回避防止規定)の見直し

適用回避防止規定について、10年超支配要件を満たさない孫法人の全てが、その設立以来継続して子法人との間に、その子法人による特定支配関係がある場合、その他一定の場合において、その適用の対象から除外される。

上記の改正は令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用される。



その他(翌年以降の検討事項)



その他(翌年以降の検討事項)

翌年以降の検討事項(大綱P10、P11、P79)

令和4年の税制改正大綱には含まれなかった下記の事項については翌年以後の税制改正の検討事項とされている。特に金融所得課税や相続税と贈与税の一体化については影響が大きいいため今後も注視が必要である。

- ・ 相続税と贈与税の一体化(現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方の見直し)
- ・ 給与所得控除や公的年金等控除等、諸控除の見直し
- ・ 金融所得課税
- ・ 外形標準課税の対象法人の見直し
- ・ 非居住者に対する給与課税のあり方の見直し
- ・ 複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置の検討



ご留意事項

- 本資料については令和3年12月10日に与党が公表した「令和4年度税制改正大綱」に基づき、一般的な概要をまとめたものです。従って今後の法令等において、本資料とは異なる内容が制定される可能性もある点ご注意ください。
- 本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的としたものであり、他の目的で利用されることのないようお願い申し上げます。また、本資料の貴社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

お問い合わせ先



S E A S S

TEL 03-6820-1014

E-mail info@seass-tax.com